

川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 5 月 1 4 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第 5 3 号

川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例施行規則（昭和４６年川崎市規則第２５号）の一部を次のように改正する。

第１５条の表中

「

条例第３１条第１号に規定する業務	１日６名
条例第３１条第２号に規定する業務	１日１０名
条例第３１条第３号に規定する業務	１日１０名
条例第３１条第４号に規定する業務	１日１０名

」

を

「

条例第３１条第１号に規定する業務	１日１０名
条例第３１条第２号に規定する業務	１日１０名
条例第３１条第３号に規定する業務	１日６名
条例第３１条第４号に規定する業務	１日１４名

」

に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。